



# ハナシのタネ

VOL 5

平成28年4月20日  
吉田健司行政書士/社会保険労務士事務所

## TOPIX

- 重点監督実施状況(労働基準局)  
～固定残業代への注意～
- 平成27年における労働災害発生状況
- マイナンバー制度の運用開始
- 国民年金保険料納付率  
～ところで、「保険料強制徴収の強化」～

## 重点監督実施状況(労働基準局)

### ～重点監督を実施した事業場の 約半数の事業場で違法な残業～

昨年11月に実施した「過重労働解消キャンペーン」における重点監督の実施結果が厚生労働省から公表されました。

今回の重点監督は、長時間労働削減推進本部(本部長：厚生労働大臣)の指示のもと、長時間の過重労働による過労死に関する労災請求のあった事業場や、若者の「使い捨て」が疑われる事業場など、労働基準関係法令の違反が疑われる事業場に対して集中的に実施されたものです。結果、調査対象5,031事業場のうち73.9%にあたる3,718事業場で労働基準関係法令違反を確認したほか、調査事業所の約半数にあたる2,311事業場で違法な時間外労働が認められ是正に向けた勧告・指導が行われています。厚生労働省では、「今後も月100時間を超える残業

が行われている事業場などに対する監督指導の徹底をはじめ、過重労働の解消に向けた取組を積極的に行っていく。」とのコメントを発表しています。

### 1 主な違反内容(是正勧告書交付事業場数)

- 1) 違法な時間外労働  
： 2,311事業場(45.9%)  
うち月100時間を超えるもの  
： 799事業場(34.6%)  
うち月200時間を超えるもの  
： 38事業場(1.6%)
- 2) 賃金不払残業： 509事業場(10.1%)
- 3) 過重労働による健康障害防止措置未実施  
： 675事業場(13.4%)

### 2 主な健康障害防止に係る指導内容(指導票交付事業場)

- 1) 過重労働による健康障害防止措置不十分  
： 2,977事業場(59.2%)  
うち月80時間以内へ削減指導  
： 1,772事業場(59.5%)
- 2) 労働時間の把握方法不適正  
： 1,003事業場(19.9%)

### ◎ 業種(業態)別違反(是正勧告)事例

【建設業】 長時間労働などを原因とする労災請求(脳・心臓疾患を発症)があった事業場において、最も長い労働者について月約200時間の違法な長時間の時間外労働を行わせ、かつ、衛生委員会において長時間労働による健康障害防止対策についての調査審議を行っていなかったもの。

【コンビニエンスストア】 最も長い労働者で月 200 時間を超える違法な時間外労働を行わせ、正社員には全く割増賃金を支払わず、また、アルバイトについては、交代手待ち時間は労働時間外として毎月一律に 10 時間を差し引いた時間を労働時間として取り扱い、割増賃金を適正に支払っていないかったもの。

【道路貨物運送業】 長時間労働などを原因とする労災請求（脳・心臓疾患を発症）があった事業場において、労災請求者に対し 6 か月連続で月 100 時間を超える違法な時間外労働を行わせていたほか、深夜業に従事する場合の健康診断を実施していなかったもの。

【接客娯楽業】 労働条件を書面で明示せずに学生アルバイトを使用し、18 歳未満の者には時間外・休日労働を行わせてはならないにもかかわらず、月約 100 時間の違法な時間外労働や休日労働を行わせ、割増賃金を適正に支払っていないかったもの。

【飲食業】 同系列の 2 店舗において、36 協定の締結や届出なく、違法な時間外労働や休日労働を行わせ、これらに対する割増賃金を支払わず、賃金台帳に時間外労働時間数などを記入していなかったもの。

【旅館業】 36 協定の労働者の過半数代表者を適正に選任していなかったほか、最も長い労働者で月 200 時間を超える違法な時間外労働を行わせ、かつ、休憩時間を一律に 30 分単位で切り上げて扱うことで法定の休憩時間を与えていなかったもの。

【製造業】 7 割を超える労働者に 36 協定の特別条項で定めた回数（年 6 回）を超えて違法な時間外労働を行わせ、かつ、6 割を超える労働者について、月 100 時間を超える違法な時間外労働（最も長い者は月約 160 時間）を行わせていたもの。



## 「固定残業代」に注意

### 固定残業代を支払っても労働時間の管理は必要です

割増賃金は、一賃金計算期間内の時間外・休日・深夜労働の実労働時間に応じ、時間単価を乗じて算出しますが、現実の時間外労働等の有無及び長短にかかわらず、一定時間分の定額の割増賃金を支給する、いわゆる「固定残業手当」を導入している事業所があります。

こうした事業所であっても、現実の時間外労働により発生する割増賃金が固定残業手当分を超えたときには、固定残業手当に加えて超過分の割増賃金を支給する必要があります。これを支給しないことは違法であり、労働者は差額賃金を請求することができます（S63.10.26 大阪地裁 関西ソニー販売事件他）。

「固定残業手当制」だからといっても労働時間の管理を省略できるものではありませんし、適法に固定残業手当を導入するためには、就業規則、賃金規程、労働契約などで内容を明確に定めることが必要です。

こうした定めが無い場合や、割増賃金の額が不明確な場合には、「基本給中に割増賃金が含まれている」という主張自体が認められないこととなります。



## 平成 27 年における労働災害発生状況

厚生労働省から平成 27 年中の労働災害発生状況が公表されました。（平成 28 年 2 月速報）

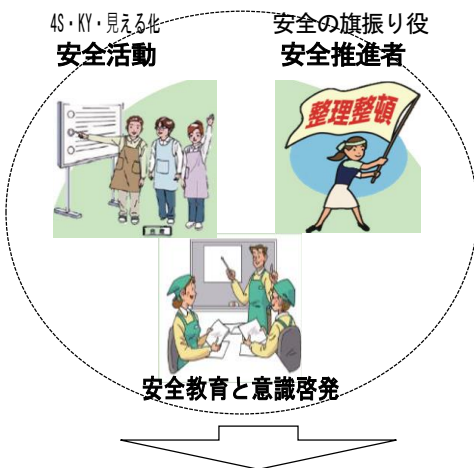
これによると、全国の死傷者数は 111,078 人（前年同期比△2,894 人、2.5%減）、死亡者数 909 人（同△95 人、9.5%減少）、重大災害 265 件（同±0 件、0.0%）となっています。

業種別にみると最も多いのが「製造業」で25,428人(前年同期比△947人 3.6%減)、次いで「建設業」の14,941人(同△1,641人、9.9%減)、陸上貨物運送事業13,428人(同△231人1.7%減)の順となっています。

事故類型別では、転倒 24,719人(前年同期比 △928人、3.6%減)、墜落・転落 19,144人(同△600人、3.0%減)、はさまれ・巻き込まれ 4,032人(同△696人、4.7%減)となっており以下、「動作の反動・無理な動作」、「切れ・こすれ」「交通事故(道路)」の順となっています。こうした事故によって「製造業」で151人、「建設業」で313人、陸上貨物運送事業で115人の方が死亡されています。

一旦労働災害が発生するとその対応に多くの時間と労力を費やすことになります。事故の多くは「ちょっとした気の緩み」が原因と言われます。事故防止対策を自身の問題と捉え、繰返し、徹底することが必要です。

### <職場での労働災害防止対策とその効果>



「効率的な運用・管理」  
整理整頓等による作業の効率化  
「サービスレベルの向上」  
顧客・利用者の安全、快適さの向上  
「他法令の順守」  
食品衛生法など、他法令上の順守

## マイナンバー制度運用開始

平成28年1月1日からマイナンバー制度の運用が開始されました。当面、税務関係と社会保障関係の諸手続きでの利用が予定されており、まずは雇用保険関係手続について運用が開始されています。本年中には税務関係で源泉徴収を行う報酬の支払対象者や、退職される従業員の源泉徴収票の作成時、年末調整時等の使用が予定されており、事業主はこうした方々についてマイナンバーの管理を行うこととなります。

万一個人情報漏洩が起きると事業継続に大きな支障が生じます。事業所においてはマイナンバーの取扱定等を整備し、関係法令と併せて遵守することが求められています。



## 国民年金保険料の納付率公表

### 納付率は、58.9%(平成27年4月から11月分)

平成28年2月26日、厚生労働省から国民年金保険料の納付率が公表されました。平成27年4月から11月分(現年度分)の納付率は、58.9%でした。保険料の未払いは年金財政悪化の原因となる一方、将来給付が受けられず、ひいては生活保護など公費負担を増加させる原因にもなりかねません。失業などの理由により納付が困難な場合は納付免除制度もあります。そうした場合は年金事務所や市町村などへご相談下さい。

### ところで、「保険料強制徴収の強化」!

保険料強制徴収の状況 保険料の納付状況の公表と併せ、保険料滞納者に対する強制徴収の状況が公表されました。これによると、徴収強化対策として平成27年4月分から12月の間に保険料の未納付について、最終催告状の発送78,853件、督促状発送29,655件、財産差押が

2,871件となっています。(平成26年度、最終催告件数65,654件、督促件数46,586件、そのうち差押に至ったのは14,999件。前年度よりも最終催告の件数は減少しましたが、差押(強制徴収)の件数は大幅に増加しています。)

**国民年金保険料の強制徴収** 年金機構では、強制徴収の対象として平成27年度は、「控除後所得400万円以上、かつ未納月数7月以上の滞納者に対して重点的に督促を実施」としています。平成26年度は、これが「控除後所得400万円以上かつ未納月数13月以上の滞納者」でしたから滞納保険料について徴収の強化が図られていることは間違いありません。なお、この要件は「一応の目安」であって、これに該当しなければ強制徴収は行われず、というものではないことには留意する必要があります。

**強制徴収手続** 保険料を支払う資力があると認められるのに滞納が続く方に対しては、

「特別催告状」

「最終催告状」…前年所得等を基に選定した強制徴収の対象者に対し、納付書とともに送付される催告文書。

「督促状」…最終催告状送付後、指定期限までに納付されない者に対し国税通則法に基づき納付を督促する文書。

が順次送付されます。

督促状の指定期限までに納付がされないと滞納処分が開始され、この段階になると、延滞金(元々の納期限から納付が完了する日まで)が課せられるほか、滞納者だけでなく連帯納付義務者(滞納者の世帯主や配偶者)の財産差押えも検討されます。やがて「差押予告通知書」が届くと、後は差押えの実施となります。

「最終催告状」「督促状」が届いた時やむを得ずに保険料を納付をしないままです。これらの通知が届いたとき、どうしても納付困難な場合には速やかに関係各所に申し出て相談することです。納付の意志のある加入者に対してまでも強制徴収をすることは、相互扶助を理念と

する年金制度本来の趣旨に沿いませんから、状況次第では保険料の納付方法について何らかの対応がなされる可能性もゼロではありません。

**強制徴収の対象者** 強制徴収(差押え)は本人に対して行われますが、本人に強制徴収をするだけの資産が無ければ、配偶者や世帯主に対しても行われます。最終催告状や督促状による通知があったにもかかわらず、自分に資産が無いからと放置をしていると、結果として家族にも迷惑をかけることにもなりかねません。

**強制徴収の背景と今後の動向** 差押えについてはこれまでも行われてはいたのですが、保険料滞納者全体の0.2%程度でした。実施が低調な理由の1つには、一連の年金記録消失問題の対処に長い年月と多くの人員を要したことがあります。最近になって年金保険料の差押え等、強制徴収に積極的に乗り出したのは、この問題に一段落が着いたことがあります。又、滞納を放置しては年金制度における公平負担の観点からも望ましいものではありませんし、かつての社会保険庁と異なり、日本年金機構は「結果」を求められていることもあります。こうした事情を鑑みると、今後一層の徴収強化が図られるであろうことは想像に難くありません。

**保険料の納付が困難な時は、まず関係各所に相談されることをお勧めします。**



#### 【 後 記 】

桜が咲いたなあ、と思ったらもうGW目前です。いつもながら。時の過ぎる速さに驚かされます。九州で大地震がありました。被災地の皆様のご苦勞はいかばかりかと心が痛みます。一日も早い地震活動の終息と、早期の復興を願うばかりです。

350-2203 埼玉県鶴ヶ島市上広谷 336-25-205  
吉田健司行政書士/社会保険労務士事務所

代表 吉田 健司

☎ 049-271-1242

e-mail k\_yoshida@office.hope.cx